

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

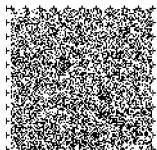
富士吉田市では、平成15年度に「障害者基本法」により同法に基づく国の障害者基本計画が策定されたことを受け、平成17年度に「富士吉田市障害者保健福祉計画」(平成17年度～21年度、期間延長により平成23年度まで)を策定しました。その間、障害福祉施策のサービス基盤整備計画となる「富士吉田市障害福祉計画(第1期)」(平成18年度～平成20年度)、「富士吉田市障害福祉計画(第2期)」(平成21年度～平成23年度)を策定し、障害福祉施策を推進してきました。平成24年度からは、障害者保健福祉計画と障害福祉計画を一体化した「富士吉田市障害者計画・第3期障害福祉計画」(平成24年度～平成26年度)とし、社会の情勢等を踏まえ3年毎に計画を改定してきました。

また、平成30年度からは、新たに障害児の通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施に関する「障害児福祉計画」を加えた「富士吉田市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」をスタートさせ、3計画を一体的に策定しています。

今年度、「富士吉田市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が計画最終年度を迎えるため、令和6年度を初年度とする「富士吉田市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定します。

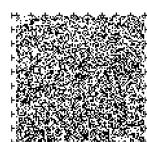
なお、この間、国では、平成23年8月に「障害者基本法」を改正し、障害者の定義の見直し、障害を理由とする差別の禁止などを基本原則に盛り込みました。その後も「障害者虐待防止法(平成24年10月施行)」や「障害者差別解消法(平成28年4月施行)」など、障害者施策に関する法律が制定され、平成30年4月には障害者が自ら望む地域生活を営むための環境整備のため、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。令和3年5月には「障害者差別解消法」が改正され、障害のある人から「社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行う「合理的配慮の提供」が行政機関等で義務化、事業者は努力義務とされました。なお、令和6年4月からは事業者も義務化されます。

市では、このような国の障害者施策の改正に対応し、障害がある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる共生社会の実現に向け、より一層の施策の推進に取り組みます。

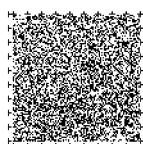


近年の主な法整備

名称	内容
障害者権利条約 (平成19年9月署名) (平成26年1月批准)	障害者の人権及び基本的自由の共有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。
障害者基本法（一部改正） (平成23年7月成立) (平成23年8月施行)	法の目的や障害者の定義の見直し、差別の禁止や国際的協調に関する条項の新設などの改正。
障害者虐待防止法 (平成23年6月成立) (平成24年10月施行)	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める法律。
障害者優先調達推進法 (平成24年6月成立) (平成25年4月施行)	障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定める法律。
難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年5月成立) (平成27年1月施行)	難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し必要な事項を定め、難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的とした法律。
発達障害者支援法（改正） (平成28年5月成立) (平成28年8月施行)	障害者権利条約の署名や障害者基本法改正など国内外の動向を踏まえ、より一層の発達障害者支援を進めるための法律の全般的な改正。
障害者総合支援法及び児童福祉法（一部改正） (平成28年5月成立) (平成30年4月施行)	障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障害児支援のニーズの多様化にきめ細やかに対応するための支援の拡充などの改正。
障害者の雇用の促進等に関する法律（改正） (令和元年6月成立) (令和2年4月施行)	障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずるなどの改正。



名称	内容
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和3年6月成立) (令和3年9月施行)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念や保育及び教育の拡充に係る施策、医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的とした法律。
精神保健福祉法（一部改正） (令和4年12月成立) (令和5年4月一部施行) (令和6年4月一部施行)	障害者基本法の基本的な理念に則り、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備するなどの改正。
障害者総合支援法（一部改正） (令和4年12月成立) (令和5年4月一部施行) (令和5年10月一部施行) (令和6年4月施行)	障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指すための措置を講ずる改正。
障害者差別解消法（一部改正） (令和3年5月成立) (令和6年4月施行)	事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する改正。



2 位置づけと法定根拠

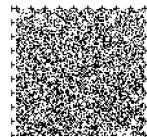
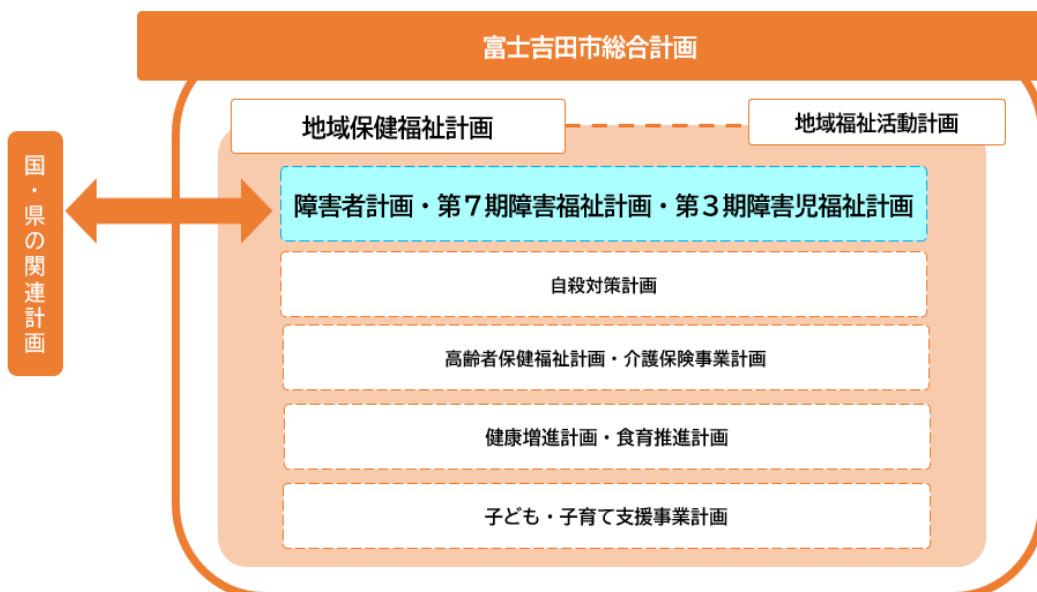
富士吉田市障害者計画は、「障害者基本法」第 11 条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」です。本市の障害者施策に関わる総合的な計画として、基本理念や目標、施策などを定めています。

富士吉田市障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」です。本市の障害福祉サービスの提供体制の確保や事業の円滑な実施等のための施策を定めています。

富士吉田市障害児福祉計画は、「児童福祉法」第 33 条の 20 の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」です。障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や、円滑な支援の実施等のための施策を定めています。

これらの3計画は、平成 30 年度から「富士吉田市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」として一体的に策定しており、国の障害者基本計画及び山梨県の障害者基本計画を基本とした、市の障害者の状況等を踏まえた障害者施策に関する基本的な計画としています。

また、「富士吉田市総合計画」を上位計画とし、福祉に関する部門計画として、「自殺対策計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」など、市の他の関連計画との整合性にも留意しながら策定するものとします。



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「富士吉田市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容についての審議を行っていただきます。策定委員会には、障害者団体や、障害福祉の現場で活動する事業所の方々などの福祉関係者に委員としてご参画いただいています。

また、障害当事者などへのヒアリングやアンケート調査、パブリックコメントを通じて広く市民の皆様のご意見を伺った上で策定します。

4 計画の期間

障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、国の基本指針により3年を1期として策定することとされており、富士吉田市では、第3期障害福祉計画から障害者計画も福祉計画の期間にあわせて見直しを行っています。

「富士吉田市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期					
H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2			
障害者保健福祉計画						障害者計画 第3期障害福祉計画			障害者計画 第4期障害福祉計画			障害者計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画						
	障害福祉計画 (第1期)			障害福祉計画 (第2期)														
第6期				第7期				(年度)										
R3	R4	R5		R6	R7	R8												
障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画				障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画														

